

船舶事故調査報告書

平成22年6月10日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 山本 哲 也

委員 根本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成21年9月5日 13時15分ごろ
発生場所	兵庫県洲本市洲本港南防波堤灯台から真方位352° 約4,820m付近 (概位 北緯34° 23.4′ 東経134° 54.1′)
事故調査の経過	平成21年12月18日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 水上オートバイ でめきん、5トン未満 253-27002 京都、個人所有 2.64m(Lr)×1.08m×0.40m、FRP ガソリン機関、106kW、平成16年9月17日 B 水上オートバイ 初号機 ^{しよごうき} 、0.1トン 253-27953 京都、個人所有 2.66m(Lr)×1.07m×0.40m、FRP ガソリン機関、73kW、平成14年5月2日
乗組員等に関する情報	A 船長 男性 32歳 特殊小型船舶操縦士免許 免許登録日 平成20年6月20日 免許証交付日 平成20年6月20日 (平成25年6月19日まで有効) B 船長 男性 35歳 特殊小型船舶操縦士免許 免許登録日 平成20年6月20日 免許証交付日 平成20年6月20日 (平成25年6月19日まで有効)
死傷者等	A船が引く被引浮体につかまっていた遊泳者が、全治3か月の加療を要する右腸骨開放骨折を負った。
損傷	B船の艇体表面にき裂及び擦過傷
事故の経過	A船は、船長Aが前席、同乗者1人が後席に乗り、洲本市の海水浴場の沖約20m付近において、時速30～40kmで遊泳者2人のつかまった浮体を、長さが約10mのロープで引きながら遊走中、また、B船は、船長Bが、同乗者1人を乗せ、A船の遊走海域付近において停留中、平成21年9月5日（土）13時15分ごろ、A船が同じ速力で直進から右旋回に移ったところ、遊泳者2人がつかまった浮体が大きく横方向に振れ、B船と衝突した。

	<p>浮体につかまっていた遊泳者の1人が重傷を負い、B船の表面にき裂や擦過傷が生じた。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北北東、風力 1、視界 良好 海象：穏やか</p>	
その他の事項	<p>浮体は、外径約1m、内径約0.5mのドーナツ形のビニール製であった。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明 なし なし</p> <p>A船は、洲本市の海水浴場沖において、遊泳者2人のつかまった浮体を引いて遊走中、B船がその付近で停留中、A船が右旋回した際、浮体が横方向に振れて、B船に衝突した可能性があると考えられる。</p> <p>A船は、急激に右旋回したことから、浮体が横方向に振れた可能性があると考えられるが、関係者から十分な情報が得られなかったため、その状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、洲本市の海水浴場沖において、A船が遊泳者2人のつかまった浮体を引いて遊走中、B船が停留中、A船が右旋回した際、浮体が横方向に振れたため、浮体がB船に衝突したことにより発生した可能性があると考えられる。</p>	